

発委第2号

令和5年6月15日

四万十町議会議長 味元 和義 様

提出者 四万十町議会運営委員長 水間 淳一



四万十町議会議会改革調査特別委員会の設置について

上記の議案を、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

四万十町議会議会改革調査特別委員会の設置について

次のとおり四万十町議会議会改革調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称：四万十町議会議会改革調査特別委員会
2. 設置根拠：地方自治法第 109 条及び四万十町議会委員会条例第 6 条
3. 目 的：四万十町議会は、平成 18 年 3 月 20 日の町村合併以降、議員定数や議員報酬に関する議論を重ね、現在に至っている。
四万十町に限らず全国的な課題として、議員のなり手不足や女性議員のなり手不足などが課題となっており、四万十町議会においても顕著な課題となっている。
四万十町議会としても、時代に合わせた議会運営のあり方や課題解決に向けて取り組む必要がある。
以上のことから、『四万十町議会議会改革調査特別委員会』を設置し、議会閉会中も議会改革の審査調査を行うことを提案する。
4. 委員定数：7 名
5. 任 期：四万十町議会議会改革調査特別委員会最終報告まで